

中期財政見通し

神奈川県

平成24年3月

■ はじめに

本県では、これまでも「財政健全化への基本方策」等を策定し、中期的な展望のもとに、財政健全化を目指してきたが、財政需要に比して不十分な歳入や義務的経費の比率が高いことによる硬直化した歳出構造といった根本的な課題の解決には至っておらず、依然として厳しい財政状況にある。

こうした中で、「かながわグランドデザイン 実施計画」に位置付けたプロジェクト事業をはじめ、喫緊の課題である地震防災対策などを着実に推進していくためには、本県財政の課題を整理し、中期的な展望のもとに、必要な対策に取り組んでいく必要がある。

そこで、今後の財政運営に資するために、同実施計画に掲げたプロジェクト事業費を盛り込んだ中期財政見通しと、県として取り組むべき財源確保対策の方向を示した「中期財政見通し」を取りまとめた。

■ 目 次

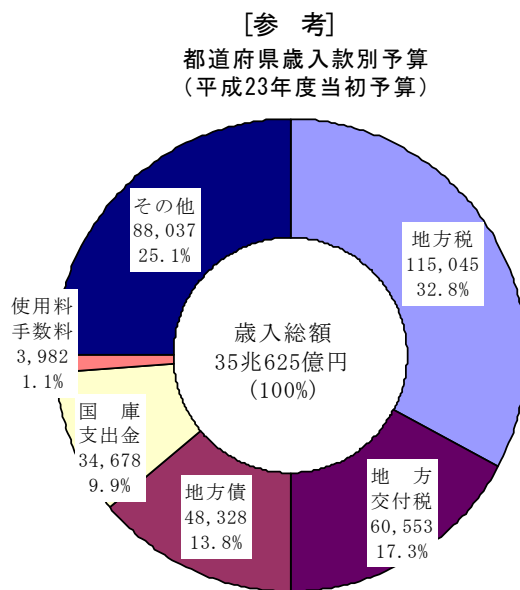
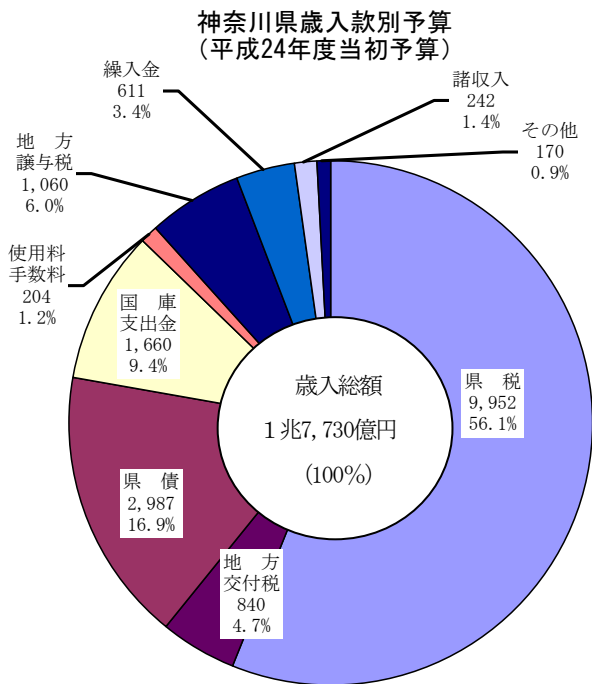
1	本県財政の現状と課題	1
2	中期財政見通し	8
3	財源対策の基本方向	10

1 本県財政の現状と課題

(1) 不十分な歳入

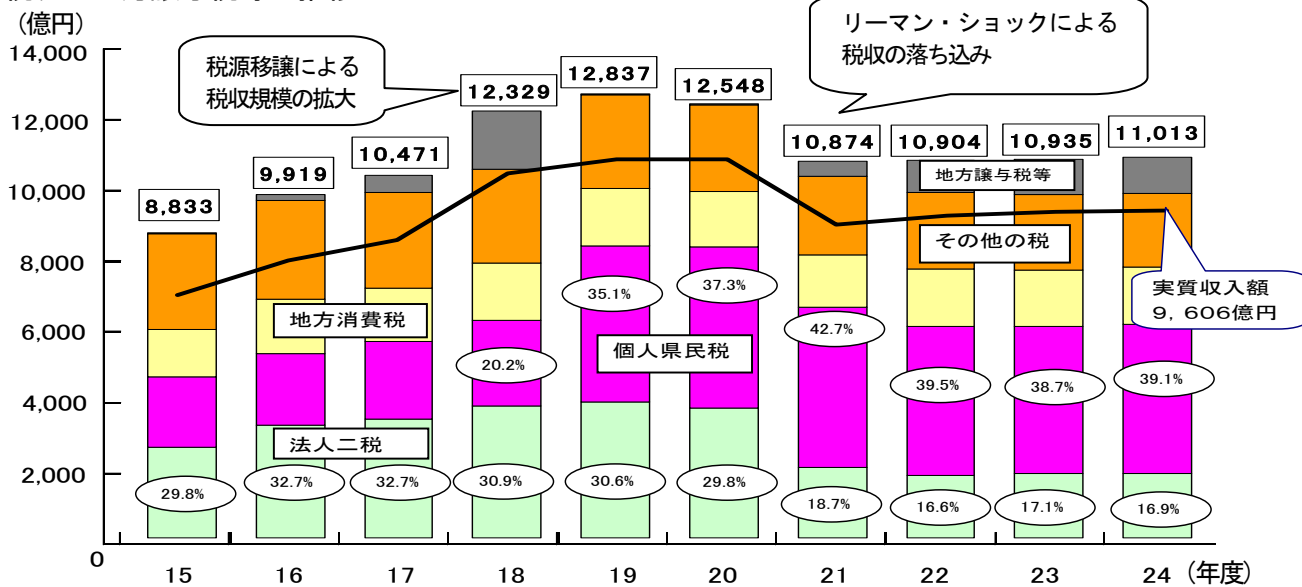
ア 伸び悩む県税収入

- 本県の県税収入は、個人県民税と法人二税、地方消費税が税収全体の8割近くを占めている。税率のフラット化や外形標準課税の導入など累次の税制改正により、税収は従来よりも安定してきているが、その一方で、生産年齢人口の減少などの減収要因もある。
- また、県税収入は、三位一体の改革による税源移譲に伴い、平成18年度以降税収規模が拡大したが、リーマン・ショックを契機に税収は大きく落ち込み、以降、税収規模は税源移譲前の水準に逆戻りした状態が続いている。



(注) 当初予算を骨格・暫定予算として編成した14道県を除く。

<県税及び地方譲与税等の推移>



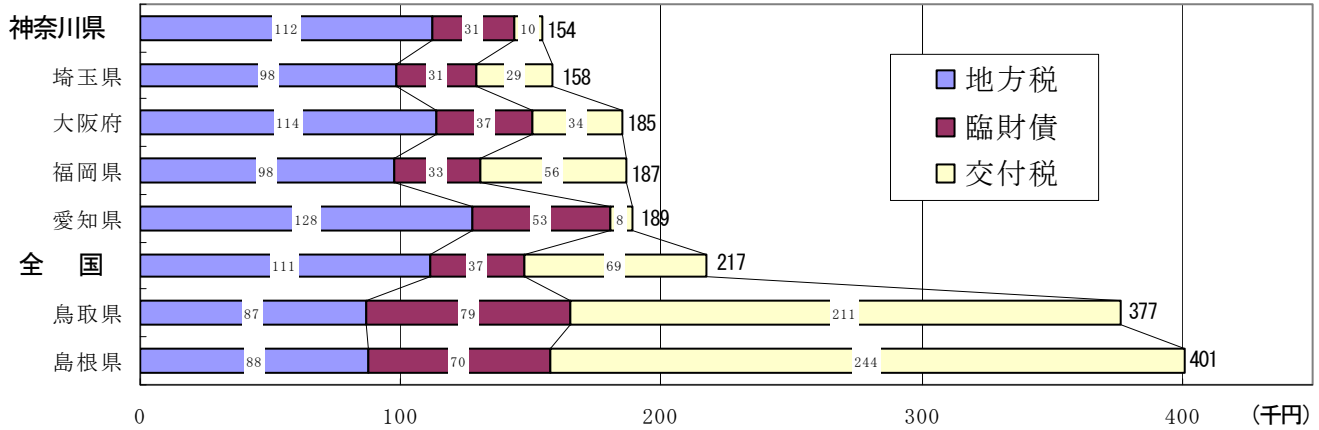
(注) 1 平成22年度までは決算額、平成23年度は最終予算額、平成24年度は当初予算額

2 実質収入額とは、県税及び地方譲与税等の計から市町村に交付する税交付金等を差し引いた額を示す。

イ 不十分な地方財政措置

- 本県の平成22年度決算における住民一人当たりの地方税、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額は、全国最下位である。これは、地方交付税が極めて少ないことが原因である。

<住民一人当たりの地方税、地方交付税及び臨時財政対策債の合計（平成22年度決算）>



(注) 1 人口は、平成23年3月31日現在住民基本台帳人口。
2 千円未満四捨五入のため、合計に符合しないことがある。

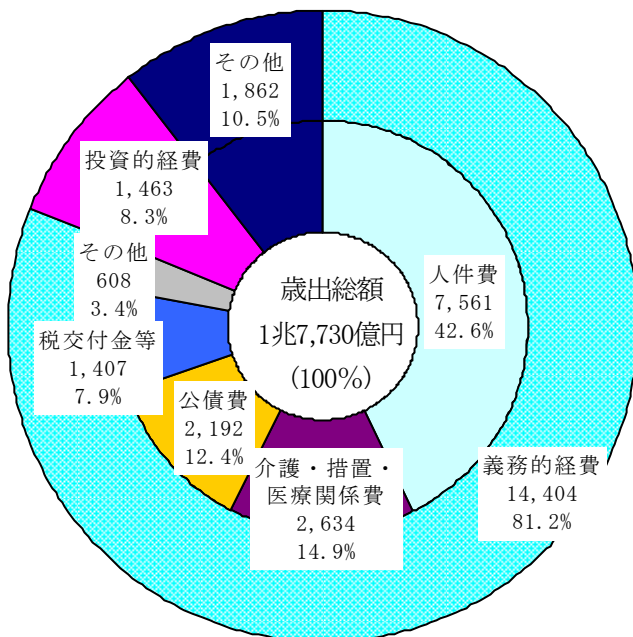
- このように、歳入の柱となるべき県税収入は、税源移譲前の低い水準で推移しており、また、本県の財政需要に見合う十分な一般財源が、国の地方交付税を中心とした地方財政対策において措置されていないことから、本県の歳入は不十分なものとなっている。

(2) 硬直化した歳出

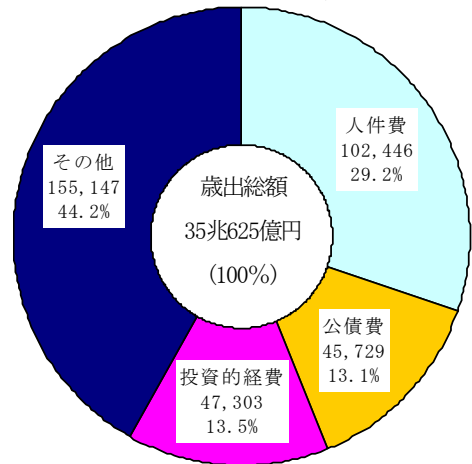
ア 高い義務的経費の割合

- 本県は、人件費、介護・措置・医療関係費、公債費などの義務的経費の割合が歳出総額の81.2%を占めており、硬直的な歳出構造となっている。

神奈川県性質別歳出予算（平成24年度当初予算）



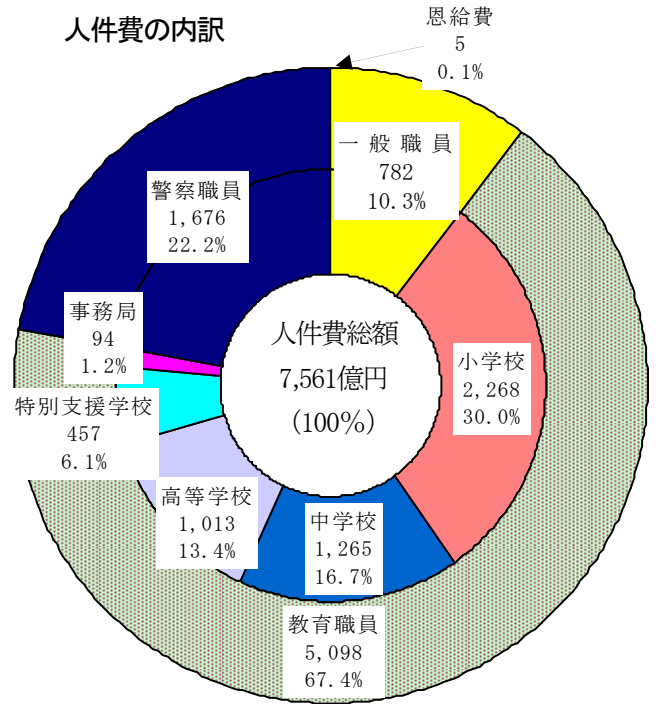
[参考]
都道府県性質別歳出予算
（平成23年度当初予算）



(注) 当初予算を骨格・暫定予算として編成した14道県を除く。

イ 特に高い人件費割合

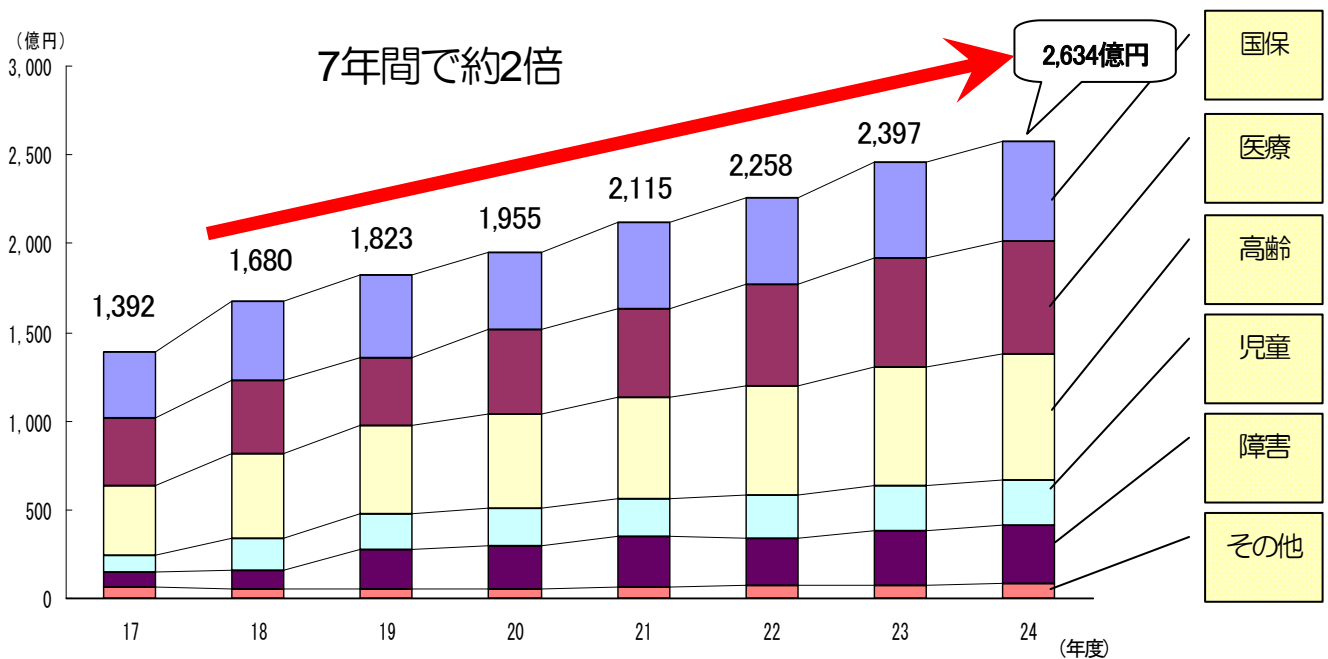
- 特に人件費は、全体の42.6%と全国の29.2%を大きく上回っている。
- これは、教職員（政令指定都市を含めた市町村立小中学校の教職員を含む）と警察官の人件費を県が負担しているためである。
- 人件費の約9割を占める教職員と警察官の定数は法令で基準が定められており、独自の見直しが難しく、硬直化の大きな要因となっている。



ウ 急増する介護・措置・医療関係費と公債費

- 県税収入が、三位一体の改革による税源移譲前の水準に落ち込む一方で、急速な高齢化の進展と、三位一体の改革や社会保障制度改革による本県負担の増大に伴い、介護・措置・医療関係費は、増加の一途をたどっており、平成17年度以降、7年間で約2倍となっている。

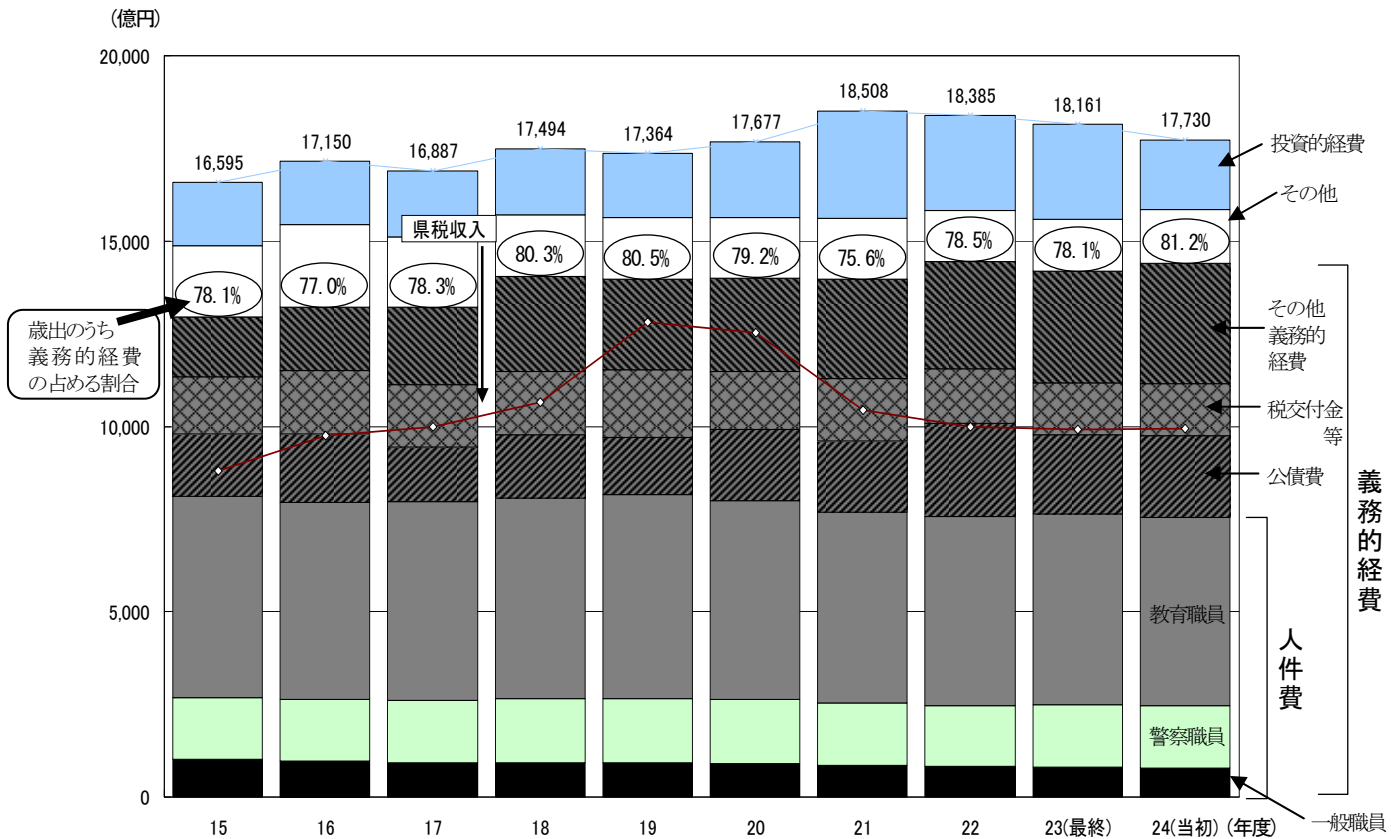
<介護・措置・医療関係費の推移>



(注) 平成23年度までは最終予算額、平成24年度は当初予算額。

- また、平成22年度以降、公債費は2,000億円を超える規模となっているが、これは地方交付税の代替措置として発行を余儀なくされている臨時財政対策債の大量発行などによるものである。
- こうしたことから、歳出に占める義務的経費の割合は、8割を超え、政策的経費を圧迫している。

<義務的経費の推移>

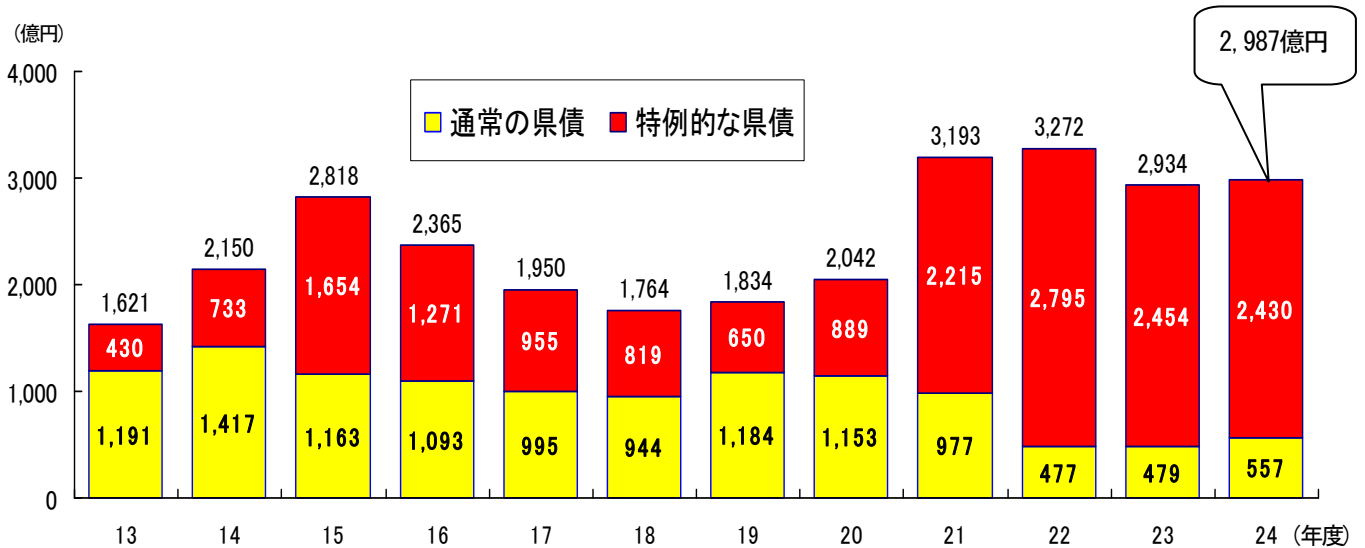


(注) 1 平成22年度までは最終予算額（県税収入は決算額）、平成23年度は最終予算額、平成24年度は当初予算額。
 2 平成21年度までの公債費には、臨時財政対策債の特別会計への計上分を含む。

(3) 県債現在高の増大

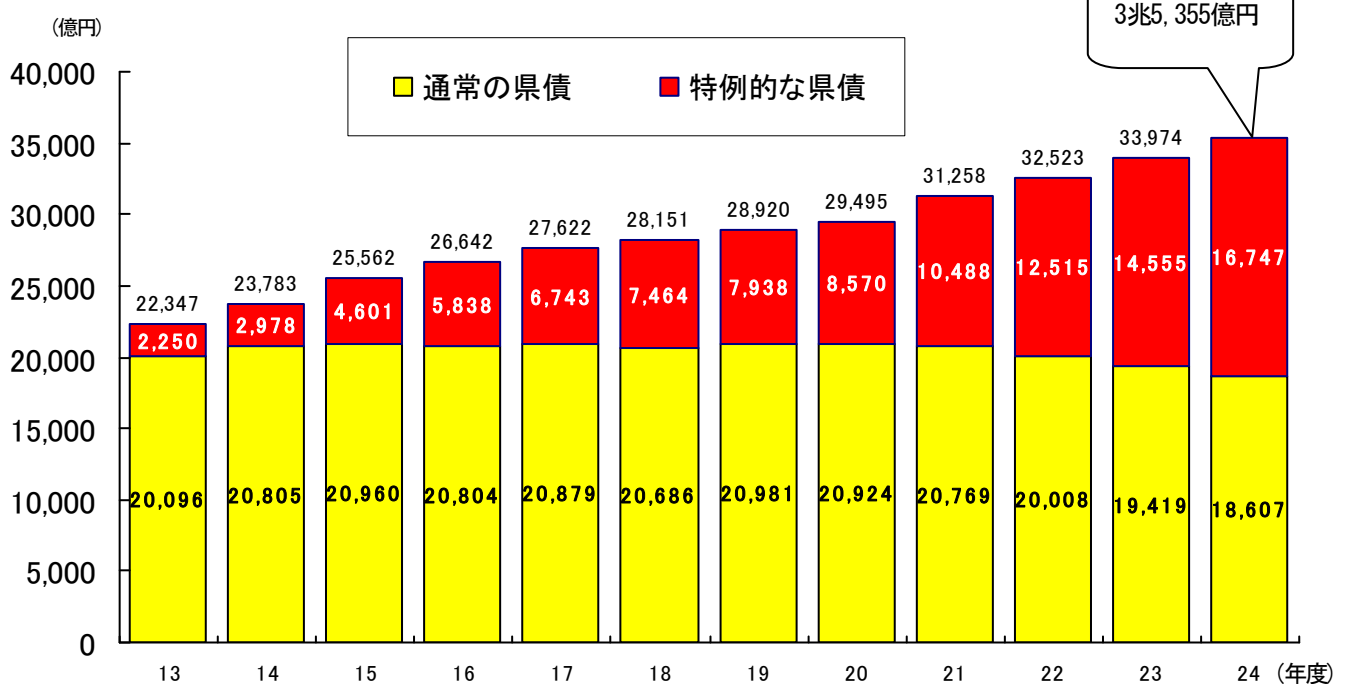
- 臨時財政対策債等を除く通常の県債現在高は、長年の発行抑制の取組みから、減少に転じている。
- 一方、国における地方交付税の総額確保が不十分で、代替措置として平成13年度から導入された臨時財政対策債の大量発行を余儀なくされているため、全体の県債現在高は年々増加している。

<県債新規発行額の推移>



- (注) 1 平成22年度までは決算額、平成23年度は最終予算額、平成24年度は当初予算額。
 2 特例的な県債とは、地方交付税の代替措置である臨時財政対策債などをいう。

<県債年度末現在高の推移>

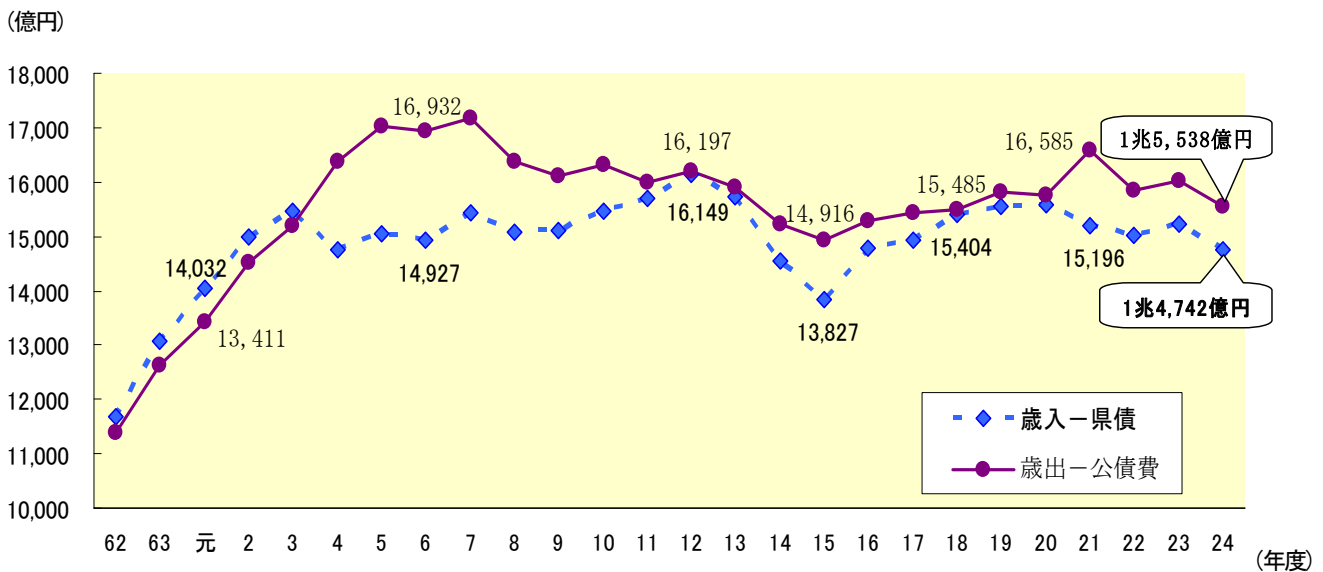


- (注) 1 平成22年度までは決算額、平成23年度は最終予算額、平成24年度は当初予算額。
 2 特例的な県債とは、地方交付税の代替措置である臨時財政対策債などをいう。

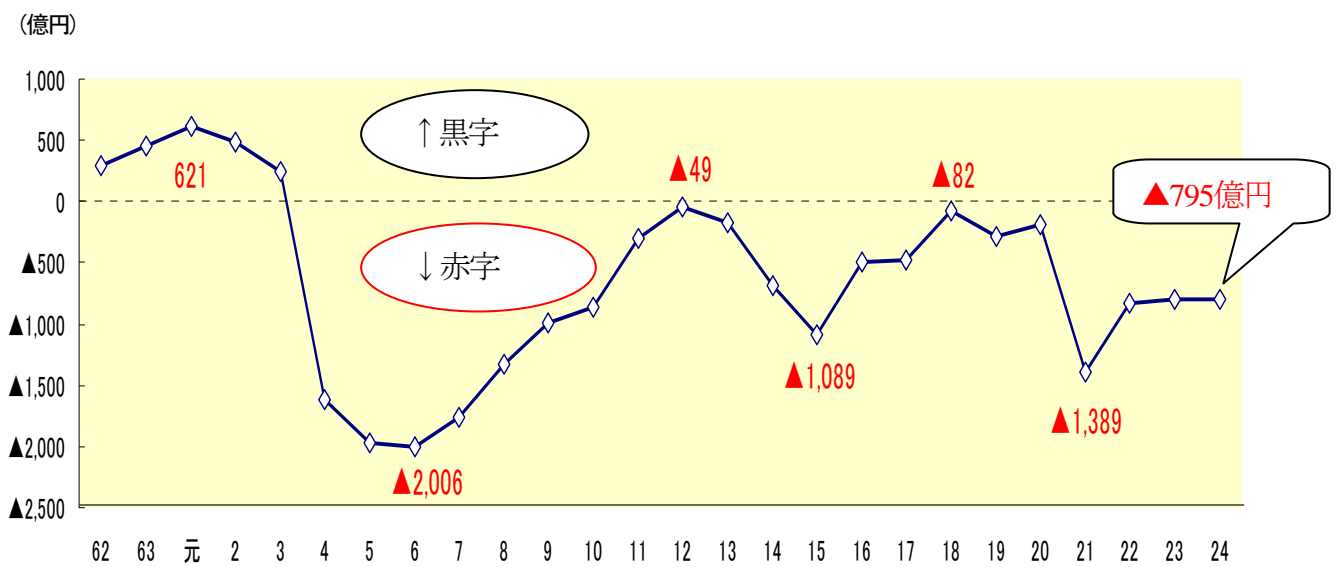
(4) 赤字が続くプライマリーバランス

- 現役世代と将来世代の負担のバランスを示すプライマリーバランスについては、平成3年度まで黒字で推移していたが、税収が落ち込んだ平成4年度以降、国の景気対策に伴う公共事業費の増額に対応するため、県債を増額発行したことから赤字に転じた。
- その後、県債の発行抑制に着実に取り組んだことにより、平成18年度には黒字寸前にまでなったが、経済情勢の悪化などの影響により、ここ数年大量の臨時財政対策債を発行せざるを得なくなったため、その後も赤字の状態が続き平成24年度当初予算でも795億円の赤字となっていることから、プライマリーバランスの黒字化が課題である。

＜歳入-県債、歳出-公債費 の推移＞



＜プライマリーバランスの推移＞



(注) 平成23年度までは最終予算額、平成24年度は当初予算額。

(年度)

(5) 主な財政指標

- 本県は、首都圏に位置し、大規模法人が多いことや県民所得が比較的高いことから、全国的にみて県税収入の割合が高く、財政力指数は全国平均のおよそ2倍となっている。
- しかしながら、教職員や警察官の人件費負担が多いことに加え、介護・措置・医療関係費など義務的経費が増加したことから、経常収支比率が高く、硬直化した歳出構造となっている。
- 健全化判断比率である実質公債費比率と将来負担比率は、本県では、県債の発行抑制に継続的に取り組んできたことから、早期健全化基準や全国平均を下回っている。

<本県の状況及び全国比較（普通会計ベース）>

区 分	20年度	順位	21年度	順位	22年度	順位	備 考 (22年度)
[財政力] ①財政力指数 「基準財政収入額／基準財政需要額」の過去3ヵ年の平均値 〔地方公共団体の財政力を示す指標。指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。〕	0.96	3	0.97	3	0.94	3	1位 東京都 1.16 2位 愛知県 1.00 3位 神奈川県 0.94 4位 千葉県 0.77 全国平均 0.49
[財政構造の弾力性] ②経常収支比率 経常経費充当一般財源／経常一般財源総額×100 〔地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。〕	97.8	35	97.9	42	93.9	41	1位 佐賀県 85.9 2位 鳥取県 86.5 3位 栃木県 87.0 3位 宮崎県 87.0 全国平均 91.9
[公債費負担の状況] ③実質公債費比率 「一般会計等が負担する元利償還金等／標準財政規模×100」の過去3ヵ年の平均値 〔地方公共団体の公債費等の負担が、その団体の財政運営に及ぼす影響を示す指標。比率が低いほど健全性が高い。25%以上で早期健全化団体、35%以上で財政再生団体となる。〕	8.9	2	9.2	2	9.9	2	1位 東京都 2.2 2位 神奈川県 9.9 3位 群馬県 10.6 4位 沖縄県 11.2 4位 千葉県 11.2 全国平均 13.5
[将来負担の状況] ④将来負担比率 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債／標準財政規模×100 〔地方公共団体の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。比率が高いほど、将来、財政を圧迫する可能性の度合いが大きくなる。400%以上で早期健全化団体となる。〕	206.9	13	208.8	14	193.1	16	1位 東京都 93.6 2位 沖縄県 99.3 3位 鳥取県 125.1 4位 佐賀県 137.1 全国平均 220.8

(注) 全国平均の算出方法は、財政力指数は単純平均、その他は加重平均により算出。

2 中期財政見通し（平成 24～26 年度）

(1) 推計の前提条件

平成 24 年度は当初予算額とし、平成 25、26 年度は次の与件で推計した。

区 分		与 件
歳 入	県税	<ul style="list-style-type: none"> 個人所得や企業収益の動向、「経済財政の中長期試算」（平成 24 年 1 月、内閣府作成）で示された名目経済成長率等を踏まえて推計。 税制改正（震災復興に関する税制措置等）による影響を見込む。 「社会保障・税一体改革大綱」における税制抜本改革による消費税率の引上げは見込んでいない。
	地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> 県税の推計、平成 24 年度地方財政計画や中期財政フレーム（平成 23 年 8 月 12 日閣議決定）等を勘案し推計。 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく、給与減額支給措置に伴う地方交付税への影響は見込んでいない。
	県債	<ul style="list-style-type: none"> 臨時財政対策債は、平成 26 年度以降も制度が継続されるものとして見込む。 通常の県債は、事業費連動で推計。
	その他歳入	<ul style="list-style-type: none"> 地方法人特別譲与税は、法人事業税に連動して推計。 国庫支出金などの特定財源は、事業費連動で推計。
歳 出	人件費	<ul style="list-style-type: none"> 現行定数をベースに見込むが、教育職員については、児童・生徒数の自然増減等による法分増減を見込む。 定昇率等は、任命権者ごとに傾向値を踏まえて推計。 特別職の期末手当、管理職の管理職手当の減額は、平成 24 年度まで見込む。 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく、給与減額支給措置に伴う影響は見込んでいない。
	公債費	<ul style="list-style-type: none"> 発行利率は、「経済財政の中長期試算」で示された名目長期金利に連動して見込む。
	介護・措置・医療関係費	<ul style="list-style-type: none"> 近年の増加傾向を踏まえて推計。
	その他の義務的経費	<ul style="list-style-type: none"> 税交付金等は、県税に連動させて推計。
	政策的経費	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわグランドデザイン実施計画」においてプロジェクトに位置づけられた事業は、プロジェクト事業費を反映。 緊急防災・減災事業は、計画に基づく事業費を反映。 国基金事業は事業ごとに個別に推計。 その他の事業は、平成 24 年度当初予算額と同額で見込む。

(2) 推計結果

(単位：億円)

区 分		平成 24 年度 当初予算	平成 25 年度	平成 26 年度
県	税	9,952	10,070	10,070
地 方	交 付 税	840	800	830
県	債	2,987	2,990	3,080
	うち臨時財政対策債	2,430	2,340	2,410
そ の 他		3,951	3,640	3,640
歳 入 合 計 (a)		17,730	17,500	17,620
	人 件 費	7,561	7,620	7,580
	うち退職手当	753	810	800
	公 債 費	2,192	2,640	2,860
	介護・措置・医療関係費	2,635	2,860	3,010
	そ の 他	2,016	1,970	2,050
義 務 的 経 費		14,404	15,090	15,500
政 策 的 経 費		3,326	3,110	3,070
	うちプロジェクト事業費	1,063	1,120	1,090
歳 出 合 計 (b)		17,730	18,200	18,570

財源不足額 (a - b)	0	△ 700	△ 950
-----------------	---	-------	-------

3 年間の財源不足額	△ 1,650
------------	---------

平成 26 年度の臨時財政 対策債を見込まない場合	0	△ 700	△ 3,360
------------------------------	---	-------	---------

3 年間の財源不足額 (平成 26 年度の臨時財政 対策債を見込まない場合)	△ 4,060
--	---------

3 財源対策の基本方向

(1) 目指すべき財政の姿

- 本県財政は、「1 本県財政の現状と課題」でみたとおり、不十分な歳入と硬直化した歳出構造が最大の課題である。このため、「2 中期財政見通し」のとおり、今後とも多額の財源不足が生じる見込みである。
- そこで、次のような財政の姿を目指しながら、財政運営に取り組んでいく必要がある。

ア 自主財源の確保

経済変動をはじめとする外的条件の変化に適応して、新しい財政需要に対応できる弾力性をもった財政構造である必要がある。そのため、自主的・自律的な行政運営や、受益と負担の明確化の観点から、県税をはじめとする自主財源の充実を図っていく。

＜経常収支比率（普通会計ベース）＞ (単位：%)

年 度	18	19	20	21	22
経常収支比率	93.5	97.6	97.8	97.9	93.9

＜自主財源比率（普通会計ベース）＞ (単位：%)

年 度	18	19	20	21	22
自主財源比率	66.8	78.6	75.7	62.4	61.2

(注) 1 自主財源比率＝自主財源／歳入総額×100

2 自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいい、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入からなる。

イ プライマリーバランスの黒字化

事業の創設や充実・強化、施設の建設、県債の発行など、後年度負担を伴うものについて、将来的な債務の負担状況や基金の積立て状況を把握しながら、財政の長期的な安定性を保持していく必要がある。

県債の発行は後世の県民負担となることから、引き続き、県債の新規発行額の抑制を図り、通常の県債現在高の縮減を進めるとともに、臨時財政対策債についても国に速やかに地方交付税に還元するよう要請するなど、県債現在高全体の縮減を図るよう努めていく。

こうした取組みを通じて、県債の新規借入と返済を早期にバランスさせて、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指していく。

※6 ページ参照

ウ 収支均衡の保持

収支均衡の保持は、健全な財政運営の大原則であり、赤字はもちろんのこと必要以上の黒字も営利団体ではない以上望ましいものではないので、合理的な基準による経費の算定と正確な財源の捕捉のもとに、最小の経費で最大の効果をあげていく必要がある。

本県は平成12年度以降、毎年度実質収支の黒字を維持しているが、見込まれる財源不足に対して、今後ともしっかりと財源確保策を講じて慎重な財政運営に努めていく。

＜実質収支＞

(単位：億円)

年 度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
実質収支	△ 293	△ 95	40	32	45	63	71	49	60	47	41	36	67

(2) 財源対策の方向と取組み

- 目指すべき財政の姿を実現していくため、本県独自に取り組む財源対策と国の地方税財政制度の改革が必要な財源対策を整理し、不断に取り組んでいく。
- また、法令や制度など行政のあり方そのものに踏み込んだ抜本的な見直しを進め、取組みに反映していく。

ア 本県独自の財源対策の取組み

【一般施策経費の抑制】

○ 施策・事業における「選択と集中」の徹底

厳しい財政状況の下で、喫緊の課題や県民ニーズに迅速かつ的確に対応し、より優先順位の高い施策・事業に財源を重点的に配分するため、あらゆる施策や事業について、抜本的に見直しを行い、民間・市町村との役割分担を図りつつ、一層の「選択と集中」を徹底する。

＜施策・事業の見直し推移＞

(単位：億円)

年 度	20	21	22	23	24
抑 制 額	△ 175	△ 223	△ 196	△ 140	△ 132

○ 本庁機関・出先機関の見直し

多様化・高度化する行政ニーズに機動的かつ的確に対応するため、より効果的な体制となるように本庁機関及び出先機関の見直しに取り組み、効率的な職員配置につなげるとともに、入居する庁舎についても検討を加え、財産の有効活用を図る。

＜出先機関の推移＞

(単位：機関)

	9年度 当初 A	21年度 当初 B	22年度 当初 C	23年度 当初 D	24年度 当初 E	21～24年度 増減数累計 E-B	9～24年度 増減数累計 E-A
知事部局	224	111	101	99	97	△ 14	△ 127
企業庁	25	18	18	18	18	0	△ 7
教育委員会	30	19	17	17	17	△ 2	△ 13
合計	279	148	136	134	132	△ 16	△ 147

(注) 1 「出先機関数」は、神奈川県行政組織規則等に基づき整理。

2 平成21年度当初の知事部局の出先機関数には、「病院事業庁」の出先機関数（5機関）を含む。

○ 民間活力の活用

効果的・効率的な業務の推進に向けて、業務内容や業務の特殊性を踏まえながら、民営化、民間委託、PFI、指定管理者制度など、各活用手法の効果を考慮し、最適の手法を選択しながら、民間活力の積極的な活用を図る。

施策・事業を実施するにあたっては、公民の役割分担を踏まえ、積極的に民間資金の獲得・導入を図っていく。

【人件費の総額抑制】

○ 職員数の見直しと人件費の抑制

柔軟かつ効果的に職員を配置し、施策の迅速な展開を図るとともに、簡素で効率的な執行体制を堅持するため、引き続き職員数の見直し及び人件費抑制への取組みを進める。

<職員数の推移>

(単位：人)

区 分	9年度 定数 A	21年度 定数 B	22年度 定数 C	23年度 定数 D	24年度 定数 E	23～24 年度 増減数 E-D	9～24年度	
							増減数 累計 F=E-A	増減率 (%) F/A
行政職員	19,624	15,513	12,909	12,610	12,487	△123	△7,137	△36.4
教員	48,088	50,005	50,633	51,070	51,539	469	3,451	7.2
県立学校	11,755	11,250	11,569	11,758	11,900	142	145	1.2
市町村立 学校(政令 市含む)	36,333	38,755	39,064	39,312	39,639	327	3,306	9.1
警察官	13,416	15,359	15,425	15,490	15,507	17	2,091	15.6
職員 合計	81,128	80,877	78,967	79,170	79,533	363	△1,595	△2.0

(注) 「教員」は、県立学校の校長及び教員並びに市町村立学校教職員を合わせた職員数。

<人件費抑制の取組み推移>

(単位：億円)

年 度	20	21	22	23	24
抑 制 額	△ 100	△ 223	△ 234	△ 208	△ 20

(注) 抑制額は、各年度の「当初予算案の概要」において「人件費の抑制」として整理したもの。

【自主財源の確保】

○ 地域経済の活性化による税源涵養

企業の立地に対する助成制度、融資制度及び税制面での優遇策により、研究所や先端工場の誘致、本社機能の移転など県内投資を促進するとともに、エネルギー革命やライフイノベーション総合特区の推進などにより県内経済を活性化させ、税源の涵養を図る。

(参考) インベスト神奈川による政策効果

税 収 効 果	約98億円
雇 用 効 果 (正 社 員 数)	約30,100人
経 済 効 果 (県 内 企 業 へ の 発 注 額)	約1兆700億円

(注) 税収効果については、平成17年度から23年度まで、雇用効果及び経済効果については、平成18年度から23年度までの累計を記載。

○ 課税自主権の活用

法人二税と個人県民税の超過課税により、「道路等の社会基盤整備」及び「水源環境の保全・再生」のための安定的な財源を確保する。

＜法人二税の超過課税＞

- ・ 実施期間 平成23年度～27年度（5年間）
- ・ 活用目的 道路等の社会基盤整備
- ・ 税収規模 約750億円（5年間の見込額）

＜個人県民税の超過課税＞

- ・ 実施期間 平成24年度～28年度（5年間）
- ・ 活用目的 水源環境の保全・再生
- ・ 税収規模 約195億円（5年間の見込額）

○ 県税収入の確保

適正かつ公平な賦課徴収を通じて、県の行財政運営の基盤である県税収入の確保に努める。

なお、個人県民税については、引き続き県内市町村と連携して税収確保に取り組む。

＜短期派遣制度による個人住民税の税収確保の実績＞

（単位：億円）

年 度	19	20	21	22	累計
税収実績額	5	5	9	26	45

（注）1 税収実績額は、差押処分や納付約束を含む収入化等の金額。

2 短期派遣制度とは、県の税務職員を一定期間継続して市町村へ派遣し、個人住民税等の滞納整理を行う制度。

○ 収入未済金の削減

県営住宅家賃や各種貸付金返納金などの収入未済金の削減に向けて、庁内の連携及び情報の共有化等を図りながら、対前年度比2億円（県税関係及び警察本部所管分を除く）の削減を目指して、全庁をあげて取り組む。

＜収入未済金の推移＞

（単位：百万円）

年 度	19	20	21	22	23
収入未済金	4,109	4,165	4,336	4,307	4,326
対前年度増減額	199	56	171	△29	19

（注）1 一般会計及び特別会計の収入未済金（県税及び警察本部所管分を除く）。

2 平成22年度までは決算額、平成23年度は決算見込額。

○ 使用料・手数料の適正化

受益者負担の原則の観点から、物価水準や人件費の動向、類似施設の実態などを踏まえ、適正化に取り組む。

また、新規徴収可能な使用料・手数料の検討も含め、今後も引き続き取り組んでいく。

○ 県有財産の利活用

県機関の再編整備で生じた跡地等の積極的な売却を進める。

また、県有財産を積極的に利活用する観点から、行政財産についても利用目的や財産的価値を損なわない範囲内で余剰部分の貸付を行う。さらに、財産経営の観点から、庁内連携の下、耐震性、老朽度などの施設性能等を考慮した統廃合等に取り組んでいく。

＜普通財産売払実績の推移＞

(単位：億円)

年 度	20	21	22	23	24
普通財産売払額	25	58	80	73	61

(注) 平成22年度までは決算額、平成23年度は最終予算額、平成24年度は当初予算額。

○ 柔軟な財源活用

歳入・歳出とも毎年度一様ではなく、財源不足額は年度毎に変動するとともに、確保できる財源も一定ではないため、財政状況に合わせて、可能な限り基金を造成・活用するなど、複数年度を視野に入れた財政運営を行っていく。

＜基金の状況（平成24年度末見込）＞

(単位：億円)

基 金 名	現在高
財政基金	308
財政調整	264
大規模災害対応	44
県債管理基金	184
一般会計	51
前倒積立分（特別会計）	133

【県債新規発行額の抑制】

○ 県債新規発行額の抑制

県債には、世代間の負担を平準化する機能があり、財政運営には欠かせないものであるが、後年度の負担という観点からは、安易な発行を控え、県債現在高の減少を図っていかなければならない。したがって、臨時財政対策債等の特例的な県債を除く通常の県債については、新規発行額の抑制方針を堅持していく。

＜県債新規発行額と年度末現在高の推移＞

(単位：億円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
新規発行額	2,042	3,193	3,272	2,934	2,987
通常の県債	1,153	977	477	479	557
特例的な県債	889	2,215	2,795	2,454	2,430
臨時財政対策債	792	1,599	2,795	2,454	2,430
その他特例的な県債	97	616	-	-	-
年度末現在高	29,495	31,258	32,523	33,974	35,355
通常の県債	20,924	20,769	20,008	19,419	18,607
特例的な県債	8,570	10,488	12,515	14,555	16,747
臨時財政対策債	5,808	7,194	9,542	11,695	13,924
その他特例的な県債	2,762	3,294	2,972	2,859	2,822

(注) 1 平成22年度までは決算額、平成23年度は最終予算額、平成24年度は当初予算額。

2 その他特例的な県債は、減税補填債、減収補填債、臨時税収補填債。

イ 地方税財政制度の改革による財源対策の取組み

【地方税制度の改革】

○ 地方税源の充実・強化

個人住民税や地方消費税など、税源の偏在が少なく、税収の安定性を備えた地方税源の充実・強化を図るため、地方税制度の抜本改革を国に働きかけていく。

【地方交付税の改革】

○ 臨時財政対策債の廃止と地方交付税への復元

国が確保すべき地方交付税の財源不足に対応するため、地方交付税の代替措置として、平成13年度に導入された臨時財政対策債を速やかに廃止し、本来の地方交付税に復元するよう国に働きかけていく。

○ 地方交付税への財政需要の的確な反映

地方交付税の算定における大都市圏特有の財政需要（高い土地価格等）や教職員・警察官の人件費などの実態を確実に反映できるよう算定方法の見直しを求めていく。

ウ 緊急財政対策の取組み

○ 緊急財政対策本部による抜本的な見直し

中長期的な展望の下に今後の政策課題に着実に対応できる行財政基盤の確保を図るため、施策・事業や執行方法などについて、有識者等の意見・助言を踏まえ、法令や制度など行政のあり方そのものに踏み込んだ抜本的な見直しを進めていく。

緊急財政対策本部の検討結果に応じて、県独自の取組みが可能なものから順次取り組むこととし、国の制度改革等を要するものは積極的に国に対して改革を要請していく。

- ・ 平成24年1月：緊急的、臨時的な取組みとして「抜本の見直し」に係る「緊急財政対策本部」を設置。
- ・ 平成24年3月：有識者等による調査会を設置。

[検討事項]

- ・ 施策・事業：公民の役割分担、民間資金の導入の視点からの見直し
- ・ 補助金・負担金：実効性を踏まえ、根本に立ち返った見直し
- ・ 教育のあり方：公立、私学の経費負担のあり方に踏み込んだ見直し
- ・ 予算の積算方式：予算の積算単価など制度の根幹に踏み込んだ見直し
- ・ 事業化プロセス：調査、検討、実施の工程をスリム化する見直し
- ・ 人件費の抑制：すべての部門の業務量・職員数等の見直し
- ・ その他財源対策：長期的に安定的な財政運営が可能な財源対策

(3) 主な取組みのスケジュール

区 分	24年度	25年度	26年度
ア 本県独自の財源対策の取組み	○施策・事業における「選択と集中」の徹底		
	○各種自主財源確保対策の展開		
	○県債新規発行額(臨時財政対策債を除く)の抑制		
イ 地方税財政制度の改革による財源対策の取組み	○地方税源の充実・強化に向けた国への要請		
	○臨時財政対策債の廃止と地方交付税への復元に向けた国への要請	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 臨時財政対策債 設定期限26.3 </div>	
ウ 緊急財政対策の取組み	○調査会による意見・助言、緊急財政対策本部による検討 ⇒できるものから順次実施 ⇒国の制度変更等を要するものは逐次要請		

(4) 財政健全化方策について

- この中期財政見通しでは、財源対策の基本方向までを整理したが、現段階で不透明な地方消費税の扱いや国家公務員の給与減額措置の地方への影響等については、織り込んでいない。
- こうした影響の見極めに加え、緊急財政対策本部による抜本的な見直しについても反映させていく必要があり、今後、検討結果がまとまった段階で、財源不足額に対する具体的な対応方策を盛り込んだ「財政健全化方策」をあらためて取りまとめていくこととする。